

救命艇の離脱装置に関する事項

改正規則等

安全設備規則
安全設備規則検査要領

改正事項

救命艇の離脱装置に関する事項

改正理由

近年、救命艇の操練時において、重大な人身事故を含む救命艇の落下事故が多発している。これらの事故においては、救命艇の離脱装置の嵌脱機能の不備に伴うものも少なくないことから、IMO では救命艇の予期せぬ落下による事故防止の観点から、離脱装置の設計要件を強化すること等を検討していた。

その結果、2011年5月に開催されたIMO第89回海上安全委員会（MSC89）において、救命艇の離脱装置の信頼性向上のために、当該離脱装置の性能要件に係るLSAコードの改正（決議MSC.320(89)）が採択された。

さらに、現存船に搭載される救命艇の離脱装置をLSAコードの改正（決議MSC.320(89)）に沿ったものとするSOLAS条約第III章の改正（決議MSC.317(89)）並びにこれを検証するための救命艇の離脱装置の評価/交換のための指針（MSC.1/Circ.1392）も併せて採択された。

今般、上記決議及びMSC.1/Circ.1392に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 救命艇の離脱装置の強度、離脱機能等の性能要件を改めた。
- (2) 現存船に搭載される救命艇の離脱装置を評価し、LSAコードの改正に沿った強度、離脱機能等を有するものとする旨規定した。